

詐欺電話を撃退！

録音機能付き電話機等の 購入を補助します！

詐欺被害者の約95%が

「自分はだまされなかった」と

詐欺被害者の約63%が

「声が息子(親族)の声にそっくりだった」

と答えています。



被害に遭わないためのポイント！

- ① 在宅中でも留守番電話設定
- ② 録音機能付き電話機使用

犯人は自分の声を録音されるのを嫌がり、

録音が始まると電話を切る傾向にあります。

そこで！

令和元年7月1日から

志木市社会福祉協議会では、会員の方に
詐欺被害を未然に防ぐための
電話機等の購入費に対し、
1万円を上限に補助します。

悪質な勧誘防止
対策にも！



補助金の財源は、

横山武治高齢者福祉基金 を活用しています！

特殊詐欺対策電話機を購入された人に対し、
対象となる機器の購入費に対して補助金を交付します



詐欺被害防止電話機等 購入費補助金について

対象機器

電話着信時に、自動で警告のアナウンスが流れ、
その後通話を録音する電話機・FAX
又は 同様の機能を備えた録音機

※令和元年7月1日以降の購入品が対象で、工事費や部品代は含みません。
補助の対象になるか分からない時は、購入前にお問い合わせください。

対象者

以下の全てに当てはまる人

- ① 市内在住で社協会員の人 (会員の加入は随時受け付けています)
- ② 一人暮らしの70歳以上の人 又は 70歳以上のみの世帯
- ③ 過去にこの補助を受けていない人

補助金額

購入費から自己負担額1,000円を
差し引いて上限1万円
※100円未満は切り捨て

	補助金額
例1) 電話機購入 12,960円 (消費税込み)	10,000円
計算 12,960円 - 1,000円 = 11,960円	
例2) 録音機購入 7,560円 (消費税込み)	6,500円
計算 7,560円 - 1,000円 = 6,560円	

申請方法

以下の書類を窓口へ直接又は郵送でご提出ください

- ① 所定の申請書 (本会ホームページからダウンロードできます)
- ② 購入した対象機器の領収書 (写) ※申請できるのは、購入してから3か月以内です。
- ③ // 取扱説明書 (写)
- ④ 健康保険証 (写)

申請窓口・問合せ先



志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

住所：〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1

電話：048-474-6508

FAX：048-475-0014

Mail：vc@shiki-syakyo.or.jp

ホームページ <http://www.shiki-syakyo.or.jp/>

